

平成28年

第1回市議会定例会 議案第31号

函館市特別職報酬等審議会条例の一部改正について

函館市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月26日提出

函館市長 工藤壽樹

函館市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

函館市特別職報酬等審議会条例（昭和39年函館市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「（委員等）」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

第4条第3項を削る。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際現に改正前の函館市特別職報酬等審議会条例（以下「改正前の条例」という。）第4条第1項の規定により委員に委嘱されている者の任期は、改正後の第4条第2項の規定にかかわらず、改正前の条例第4条第2項の規定による委員の任期満了の日までとする。

(提案理由)

特別職報酬等審議会の委員の任期を諮問に係る審議の終了までの間と  
するため